

(仮 訳)

プレス・リリース

2009 年 12 月 17 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が銀行セクターの強靱性を強化するための 市中協議提案を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、12月8、9日に行われた会合において、銀行セクターの強靱性を高めるという目標に向け、国際的な資本及び流動性規制を強化する一連の提案を市中協議に付すことに合意した。バーゼル委が本日公表した提案は、本年7月にバーゼル の枠組みを強化するために採用した措置と併せ、バーゼル委として、規制、監督及び国際的な銀行のリスク管理について今般の危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応の一部である。

これらの改革は、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの本年9月7日の付託を前進させるものである。この改革プログラムはまた、金融安定理事会(FSB)及びG20首脳によるピッツバーグ・サミットにて承認されたものである。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「資本と流動性に係る提案は、より強靱な銀行、より健全な銀行・金融システムの構築をもたらすであろう。これらは、金融革新と持続的な成長との間のより良いバランスを促進するであろう」と述べた。

バーゼル委の市中協議文書は、以下の鍵となる分野を含む。

- ・ 資本の質、一貫性及び透明性を向上させる。これにより、銀行システムが事業継続時及び清算時に発生する損失を吸収しやすくなるであろう。また、バーゼル委は、Tier1 資本の質の向上に加えて、その他の資本構成要素の調和も図っている。
- ・ 自己資本の枠組みにおけるリスク捕捉を強化する。本年7月に発表されたトレーディング勘定及び証券化商品に係る見直しに加え、バーゼル委は、デリバティブ、レポ及び証券金融取引活動から生じるカウンターパーティ・信用リスク・エクスポージャーに対する自己資本賦課を強化することを提案する。カウンターパーティに係る自己資本賦課の強化は、OTC デリバティブ・エクスポージャーを清算機関及び取引所に移すインセンティブも向上させる。また、バーゼル委は、オペレーショナル・リスクの測定、管理及び監督に係る更なる収れんを促進する。

- ・ 適切な検討と水準調整(calibration)に基づき、第1の柱の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ、バーゼル II のリスク・ベースの枠組みに対する補完的指標としてレバレッジ比率を導入する。レバレッジ比率は、銀行システムにおける過剰なレバレッジの積み上がりの抑制に資するほか、モデル・リスクや測定誤差に対する追加的な予防手段の導入にもなる。比較可能性を確保するため、レバレッジ比率の詳細は、会計上残されている差異を完全に調整したうえで、国際的に調和の取れたものとする。
- ・ ストレス時に取崩しが可能な資本バッファーを好況時に積立てることを促す一連の措置を導入する。景気連動性を抑制するような自己資本の枠組みは、経済・金融のショックを増幅させるのではなく、むしろ抑制するような、より安定的な銀行システムの構築に資する。さらに、バーゼル委は、実際の損失をより透明性の高いかたちで捕捉するとともに、現行の発生損失モデルに比べてよりプロシクリカリティ(景気循環増幅効果)の小さい、期待損失に基づいたよりフォワード・ルッキングな引当の導入を促進する。
- ・ 国際的に活動する銀行に対して、30 日間の流動性カバレッジ比率と、それを補完するより長期的な構造に関する流動性比率を含む、国際的な流動性基準を導入する。この枠組みには、監督当局が銀行及びシステム全体の流動性リスクの動向を特定、分析するのに役立つような共通のモニタリング指標の導入が含まれる。これらの基準及びモニタリング指標は、2008 年 9 月に発表された「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」を補完するものである。

また、バーゼル委は、システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような、追加資本、流動性及びその他の監督上の措置の必要性を検討している。

バーゼル委は、景気回復を阻害し得るような銀行の貸出行動に対する悪影響を回避しつつ、長期的に銀行セクターの強靭性を高めるような方法でこれらの措置を導入する必要性に留意している。そのため、バーゼル委は、本市中協議文書で提案された資本及び流動性基準に関する包括的な影響度調査を開始する。多くの提案について、バーゼル委は、複数の選択肢を引き続き検討しており、それらは影響度調査に含まれる。ウェリンク氏は、「最終提案及び水準調整に関する決定は、影響度調査及び本市中協議文書に対して寄せられるコメントを完全に分析した後に初めて行われる。バーゼル委は、金融市場の安定及び持続的な経済成長と統合的なかたちで新基準を実施することを確保する」と強調した。

影響度調査は、2010 年前半に実施される予定である。この調査に基づき、バーゼル委は、適切に調整された資本の全体水準及び質を設定するよう、規制上の最低資本水準及び本市中協議文書で提案されている改革を検討する予定である。水準調整は、バーゼル委の一連の見直し案の全ての要素を考慮して行われるものであり、部分的に行われるものではない。2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施に移せるようにするため、完全に水準調整され

た一連の基準は 2010 年末までに策定される。バーゼル委は、新基準への円滑な移行を確保するため、適切な段階的实施に向けた措置及びグランドファザリング(既存の取扱いを一定期間認める措置)を十分に長期に亘り設定する予定である。

バーゼル委の一連の見直し案は、以下のリンクから入手することができる。「銀行セクターの強靱性の強化」及び「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」。

市中協議文書に対するコメントは、2010 年 4 月 16 日までに、電子メールにより baselcommittee@bis.org 宛に提出あるいは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛に郵送される必要がある。

バーゼル委について

バーゼル委は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。同委のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

バーゼル委の上位機関は、メンバー国の中央銀行総裁及び(非中央銀行の)監督当局長官から構成されている。バーゼル委の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。